

宇都宮市家庭向け脱炭素化促進補助金交付要綱

(通則)

第1条 家庭向け脱炭素化促進補助金（以下「補助金」という。）の交付については、宇都宮市補助金等交付規則（昭和41年規則第22号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 補助金は、宇都宮市（以下「市」という。）における再生可能エネルギー及び自立分散型エネルギーの普及を促進することにより、脱炭素社会の実現や災害に強い安全・安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) ZEH（ゼッチ）（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）Net Zero Energy House
外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅
- (2) 居住誘導区域
都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第2項第2号の規定に基づき市の立地適正化計画に設定する区域
- (3) 地区計画区域
篠井ニュータウン地区計画区域、宝木新里ニュータウン地区計画区域、フラワーニュータウン三向宝木地区計画区域、城西ニュータウン地区計画区域、及び市街化調整区域に存する地域拠点区域（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項の規定により市が作成するものをいう。）、市街化調整区域の小学校のうち、地域拠点区域に含まれる8校を除く19小学校周辺で適用する地区計画区域
- (4) 国ZEH補助金
国がZEHの普及促進を目的として実施する事業に基づく補助金
- (5) BELS
「建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）」に基づく第三者認証の一つである「建築物省エネルギー性能表示制度」

(交付の対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第6条に規定する申請の際、補助対象事業に係る市内の住宅の場所に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により記録されている者であること。

- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 過去に同一の補助対象経費に係る補助金の交付を申請者又は同一世帯の者が受けていないこと。
- (4) 「宇都宮市暴力団排除条例」(平成23年宇都宮市条例第37号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。
- (5) 令和6年3月31日までに補助対象機器の設置または導入に係る契約を締結していること。
- (6) 市が実施する「みやCO2バイバイプロジェクト」に参加すること(太陽光発電システムを現に所有せず、かつ、所有の予定もない者を除く。)

(交付の対象及び補助金の額)

第5条 宇都宮市長(以下「市長」という。)は、交付の対象者が行う次の各号に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 自ら居住する目的で、別表1に定める補助対象機器が付属した市内の住宅を新築若しくは購入する事業
 - (2) 自ら居住する市内の住宅において、別表1に定める補助対象機器を設置する事業
- 2 前項の規定にかかわらず、ZEHに係る事業については、前項各号に掲げる事項に加えて、次の各号のいずれにも該当するものとする。
- (1) 居住誘導区域又は地区計画区域のいずれかを含む区域において、自ら居住する目的で、ZEHを新築若しくは購入する事業又は自らが所有する既存住宅をZEHへ改修する事業であること。
 - (2) 以下のいずれかにより、平成27年12月に国が策定したZEHロードマップにおける「ZEHの定義」(Nearl y ZEH及びZEH Orientedを除く。)を満たすことが証明できる住宅であること。
 - ア 国ZEH補助金を受ける住宅
 - イ BELSにおいて、ZEHの評価・認証を受けた住宅
- 3 補助対象経費及び補助金の額は別表2に定める。

(交付申請兼実績報告書)

第6条 申請者は、交付申請兼実績報告書(以下「実績報告書」という。)に別表3に掲げる書類を添付して、同表に掲げる期限までに交付請求書(と通帳の写し)を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 補助金交付申請の方法は、持参、郵送(書留等配達記録が確認できるものに限る。)又は電子申請とする。

(交付の決定及び補助金の額の確定)

第7条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、実績報告書等の書類の審査及び

必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業が補助金の交付の要件に適合すると認めるときは、交付の決定及び交付すべき補助金の額を確定し、交付決定兼交付額の確定通知書（以下「確定通知書」という。）により、適合しないと認めるときは、不交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

（是正の措置）

第8条 市長は、第6条の実績報告書及び添付書類の提出を受けた場合において、その提出に係る補助事業が補助金の交付の要件に適合しないときは、当該補助事業について、これらに適合させるための措置を取るべきことを当該申請者に対して指示できるものとする。

（交付決定の取消等）

第9条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第9条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 申請者が、法令、規則若しくは本要綱又は規則若しくは本要綱に基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 申請者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 申請者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

2 市長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、補助金等返還請求書により期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

（財産の管理等）

第10条 申請者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

（財産の処分の制限）

第11条 申請者は、対象設備を別表4で定める期間内において、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し又は担保に供してはならない。

（財産の処分の承認）

第12条 補助金の交付を受けた者は、前条の規定により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書に係る書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合には、財産処分承認申請書の提出をもって市長の承認があったものとみなす。

- (1) 災害若しくは火災により使用できなくなった住宅棟又は立地上若しくは構造上危険な状態にある住宅棟の取壊し等に伴う処分

(2) 取得財産等の処分後においても補助の目的が達成されると認められる場合

(3) その他市長が認める場合

2 市長は、前項に定める申請書が提出された場合において、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に返還させることができる。

3 市長は、前項の規定により返還を求めるときは、補助金等返還請求書により期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

4 前項に規定する補助金の全部又は一部に相当する金額は、次の式により算定した額とする。

取得財産等に係る補助金の額×(取得財産等に係る耐用年数－供用年数)／取得財産等に係る耐用年数

5 前項に規定する耐用年数は別表4に定める年数を、供用年数は使用に供した日から取得財産等を処分する日までの年数をいう。なお、それぞれの年数に1年未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。

(市への協力)

第13条 申請者は市が取り組んでいる地球温暖化対策に関する取組等について可能な限り協力するものとする。

(様式)

第14条 この要綱に規定する申請書等の様式は、別に定める。

(その他)

第15条 この要綱に定めるものの他、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

制定文（平成28年5月13日告示第199号）

この要綱は、平成28年度分の補助金から適用する。

改正文（平成29年4月21日告示第80号）

この要綱は、平成29年度分の補助金から適用する。

改正文（平成29年11月15日告示第435号）

この要綱は、平成29年度分の補助金から適用する。

改正文（平成30年4月23日告示第174号）

この要綱は、平成30年度分の補助金から適用する。

改正文（平成31年4月23日告示第152-2号）

この要綱は、平成31年度分の補助金から適用する。

改正文（令和2年4月1日告示第156-9号）

この要綱は、令和2年度分の補助金から適用する。

改正文（令和3年5月12日告示第175号）

この要綱は、令和3年度分の補助金から適用する。

改正文（令和4年3月28日告示第99号）

この要綱は、令和4年度分の補助金から適用する。

改正文（令和5年4月28日告示第149号）

この要綱は、令和5年度分の補助金から適用する。

改正文（令和5年5月12日告示第157号）

この要綱は、令和5年度分の補助金から適用する。

別表1 (第5条関係)

補助対象 機器	補助の要件	特記事項
Z E H	<ul style="list-style-type: none"> ・居住誘導区域又は地区計画区域のいずれかを含む区域において、Z E Hを新築，購入又は改修すること。 ・国が策定したZ E Hロードマップにおける「Z E Hの定義」を満たす住宅であること。 ・Z E H住宅の引渡完了日が令和5年4月1日以降であること。 ・Nearly ZEH、ZEH Orientedについては補助対象外 	<p>「太陽光発電システム」との併給は不可 (過去に本市の補助事業において「太陽光発電システム」に係る補助金が交付されている者を含む)</p>
太陽光発電システム	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光モジュールを利用することにより太陽光を受けて発電するシステムであって，発電した電力が，当該システムが設置される住宅において消費されるよう配線されていること。 ・当該システムの電力の買取期間起算日が令和5年4月1日以降であること。ただし，自家消費型については系統連系開始日が令和5年4月1日以降であること。 ・太陽光モジュールの増設・施設改修・付替等でないこと。 ・中古品又は自作品でないこと。 ・集合住宅にシステムを設置する場合は，自ら居住する部分のみシステムに係る電力受給契約を電力会社と締結すること。 	<p>「Z E H」との併給は不可 (過去に本市の補助事業において「Z E H」に係る補助金が交付されている者を含む)</p>
定置型蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> ・停電時に太陽光発電システムから直接充電でき，分電盤を介して住宅に電気を供給できるものであること。 ・補助の要件を満たす太陽光発電システムを設置していること。 ・蓄電ユニットの増設・施設改修・付替等ではないこと。 ・補助対象機器に対して発行されている保証書の保証開始日が令和5年4月1日以降であること。 	
燃料電池 (エネファーム)	<ul style="list-style-type: none"> ・都市ガス・L Pガスを燃料として使用し，発電・排熱利用を行うシステムであること。 ・当該機器に対して発行されている保証書の保証開始日が令和5年4月1日以降であること。 	
給電性能を備えたEV	<ul style="list-style-type: none"> ・国が実施する補助金交付事業の補助対象車種であり給電性能を有すること。 ・四輪以上の自動車であり，その自動車検査証において燃料の種類に電気と記載されていること。 ・当該自動車に対し発行されている自動車検査証の車両登録日が令和5年4月1日以降であること。また，車両登録年月日と初度登録年月の年月が一致していること。 ・当該自動車に対し発行されている自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」が申請者であること。 	

	<p>ただし、割賦により購入し、車両の所有者が異なる場合には、「使用者の氏名又は名称」が申請者であることとし、割賦払い終了後に申請者へ所有権が移行されることが確認できれば対象とする。</p> <p>また、残価設定型クレジットまたはリースモデルにより購入し、車両の所有者が異なる場合には、法定耐用年数期間満了まで使用することが確認できれば補助の対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該自動車に対し発行されている自動車検査証に記載されている「車両の所有者の住所」と申請者の住民票に記載されている住所が一致していること。但し、割賦、残価設定型クレジットまたはリースモデルにより購入する場合には、本文中「車両の所有者の住所」とあるのは、「車両の使用者の住所」と読み替えるものとする。 	
--	---	--

別表2(第5条関係)

補助対象機器	補助対象経費	補助金額
ZEH	<p>国ZEH補助金において補助対象とされている設計費、設備費、工事費等</p> <p>【補助対象設備等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ性能表示評価書 ・高断熱外皮 ・空調設備 ・給湯設備（燃料電池を除く） ・換気設備 	<p>20万円/件</p> <p>(補助対象経費が20万円未満の場合は、補助対象経費の額を補助額とする)</p>
太陽光発電システム	<p>補助対象機器(付帯設備を含む)の購入費用及び設置に係る工事費用(機器工事と一体不可分の工事に限る。)</p> <p>【補助対象経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光モジュール ・架台 ・インバータ ・保護装置 ・接続箱 ・直流側開閉器 ・交流側開閉器 ・設置工事費用(配線や電気工事を含む。) 	<p>1キロワットあたり1万円</p> <p>(上限8万円)</p> <p>1万円にシステムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力値の合計出力(単位はキロワットとし、1キロワット未満の端数があるときは、小数点以下第2位を切り捨て、公称最大出力値が8キロワットを超えるシステムにあっては8キロワットとする。)を乗じて得た額とする。</p>
定置型蓄電池	<p>補助対象機器(付帯設備を含む)の購入費用及び設置に係る工事費用(機器工事と一体不可分の工事に限る。)</p> <p>【補助対象経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定置型蓄電池本体 ・設置工事費用(配線や電気工事を含む。) 	<p>定格容量(蓄電容量)1キロワットアワーあたり2万円</p> <p>(上限20万円)</p> <p>2万円に定置型蓄電池の定格容量(蓄電容量)(単位はキロワットアワーとし、1キロワットア</p>

		ワ－未満の端数があるときは、小数点以下第2位を切り捨て、定格容量が10キロワットアワ－を超えるものは10キロワットアワ－とする。) を乗じて得た額とする。
燃料電池 (エネファーム)	補助対象機器(付帯設備を含む。)の購入費用及び設置に係る工事費用(機器工事と一体不可分の工事に限る。) 【補助対象経費】 ・燃料電池本体 ・設置工事費用(配線や電気工事を含む。)	2万円/件 (補助対象経費が2万円未満の場合は、補助対象経費の額を補助額とする)
給電性能を備えたEV	補助対象機器の購入費用及び設置に係る工事費用 【補助対象経費】 ・車両本体(登録料、付属品は除く。)	20万円/件 (補助対象経費が20万円未満の場合は、補助対象経費の額を補助額とする)

別表3(第6条関係)

補助対象機器	添付書類	申請の期限
ZEH	<ul style="list-style-type: none"> ・当該機器の設置に係る工事請負契約書等の写し ・国ZEH補助金採択事業の補助金交付額確定通知書の写しまたはZEHの認定を受けたことがわかるBELS評価書の写し ・引渡証明書の写し ・ZEH住宅が居住誘導区域又は地区計画区域に含まれることが確認できる地図 ・ZEH住宅の建築、購入又は改修に係る領収書の写し ・その他市長が必要と認める書類 <p>【以下、太陽光発電システムを設置して2年以内の場合のみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「みやCO2バイバイプロジェクト」参加申込書 ・「みやCO2バイバイプロジェクト」参考様式 ・電力会社が通知又は発行する買取期間起算日等が記載されている書類等の写し(自家消費型の場合、系統連系開始日が記載されている書類等の写し) ・併設している定置型蓄電池の型式及び仕様等が確認できる書類(定置型蓄電池を併設している場合のみ) 	事業完了日(ZEH住宅の引渡日)から起算して1年を経過した日(土日祝日、年末年始(12月29日～1月3日)の場合、その前の開庁日まで)
太陽光発電システム	<ul style="list-style-type: none"> ・当該機器の設置に係る工事請負契約書等の写し ・当該システムの公称最大出力値の合計出力がわかる書類の写し 	事業完了日(買取期間起算日等)から起算して1年を経過した日

	<ul style="list-style-type: none"> ・当該システムの設置に係る領収書の写し ・モジュールの枚数がわかる配置図 ・電力会社が通知又は発行する買取期間起算日等 が記載されている書類等の写し(自家消費型の場 合, 系統連系開始日が記載されている書類等の写 し) ・その他市長が必要と認める書類 【以下, 太陽光発電システムを設置して2年以内 の場合のみ】 ・「みやCO2バイバイプロジェクト」参加申込書 ・「みやCO2バイバイプロジェクト」参考様式 ・電力会社が通知又は発行する買取期間起算日等 が記載されている書類等の写し ・併設している定置型蓄電池の型式及び仕様等が 確認できる書類 (定置型蓄電池を併設している場合のみ) 	<p>(土日祝日, 年末年始 (12月29日～1月3 日)の場合, その前の開 庁日まで)</p>
定置型蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> ・当該システムの設置に係る工事請負契約書等の 写し ・当該機器の設置に係る領収書の写し ・当該機器の保証書の写し ・当該機器に対する国等の補助金交付決定通知 書の写し (補助金を受けている場合のみ) ・太陽光発電設備が設置されていることが分かる 書類の写し ・設置しようとする機器の型式及び仕様等が確認 できる書類 ・その他市長が必要と認める書類 【以下, 太陽光発電システムを設置して2年以内 の場合のみ】 ・「みやCO2バイバイプロジェクト」参加申込書 ・「みやCO2バイバイプロジェクト」参考様式 ・電力会社が通知又は発行する買取期間起算日等 が記載されている書類等の写し ・併設している定置型蓄電池の型式及び仕様等が 確認できる書類 	<p>事業完了日(設置工事が 完了し保証が開始され た日)から起算して1年 を経過した日 (土日祝日, 年末年始 (12月29日～1月3 日)の場合, その前の開 庁日まで)</p>
燃料電池 (エネファーム)	<ul style="list-style-type: none"> ・当該機器の設置に係る工事請負契約書等の写 し ・当該機器の設置に係る領収書の写し ・当該機器の保証書の写し ・当該機器に対する国等の補助金交付決定通知書 の写し (補助金を受けている場合のみ) ・その他市長が必要と認める書類 【以下, 太陽光発電システムを設置して2年以内 の場合のみ】 ・「みやCO2バイバイプロジェクト」参加申込書 ・「みやCO2バイバイプロジェクト」参考様式 ・電力会社が通知又は発行する買取期間起算日等 が記載されている書類等の写し ・併設している定置型蓄電池の型式及び仕様等が 	<p>事業完了日(設置工事が 完了し保証が開始され た日)から起算して 1年を経過した日 (土日祝日, 年末年 始(12月29日～1 月3日)の場合, そ の前の開庁日まで)</p>

	確認できる書類 (定置型蓄電池を併設している場合のみ)	
給電性能を備えたEV	<ul style="list-style-type: none"> ・当該自動車の注文書の写し ・当該自動車の購入に係る領収書の写し ・当該自動車の自動車検査証の写し ・その他市長が必要と認める書類 【以下、太陽光発電システムを設置して2年以内の場合のみ】 <ul style="list-style-type: none"> ・「みやCO2バイバイプロジェクト」参加申込書 ・「みやCO2バイバイプロジェクト」参考様式 ・電力会社が通知又は発行する買取期間起算日等が記載されている書類等の写し ・併設している定置型蓄電池の型式及び仕様等が確認できる書類 (定置型蓄電池を併設している場合のみ) 	自動車検査証に記載された登録年月日から起算して1年を経過した日 (土日祝日、年末年始(12月29日～1月3日)の場合、その前の開庁日まで)

別表4(第11及び12条関係)

補助対象機器		耐用年数
		(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)による)
ZEH		6年
太陽光発電システム		17年
定置型蓄電池		6年
燃料電池(エネファーム)		6年
給電性能を備えたEV	普通自動車	6年
	軽自動車	4年